

## 契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札の場合)

### 1 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う条件付一般競争入札とする。

### 2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 見積内訳書の提出

見積内訳書は、入札書と同時に提出するものとし、見積内訳書の積算価格と入札書に記載された金額は一致させること。

#### (3) 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

#### (4) 落札者等

ア) 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行う。

イ) 無効又は失格の入札を除き最低価格から第3番目の価格までの入札金額及び第3順位までの入札参加者（以下「落札候補者」という。）を確定し、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者かどうか確認し、入札参加資格を有することを確認したときは、当該落札候補者を落札者とする。

ウ) イ)における落札候補者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、第4順位以降の入札参加者を順次落札候補者とする。

#### (5) 契約保証金

契約保証金は、請負代金の100分の10以上の額とする。

ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。

#### (6) 前払金

前払金は、4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

#### (7) 部分払

部分払は、工事の既済部分に対する対価の10分の9を超えない範囲とする。（ただし、既済部分に対する対価が請負代金の10分の3（前払金の約定をするときは10分の5）を超えた場合に限る。）

なお、部分払の回数は、古殿町財務規則（昭和59年古殿町規則第1号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

- (8) 工期は、令和10年1月28日限りとする。ただし、工事の着手時期は、本契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。
- (9) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
- (10) 日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。
- (11) 本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め甲に通知するときは、経歴書を添付して契約締結後5日以内に提出すること。
- (12) 古殿町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第1項でいう請負代金の変更は、残工事の工期が2ヶ月以上であり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（請負者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。
- (13) 約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善良な処理を裏付ける資料を添付すること。同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (14) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (15) 工事請負契約書  
規則による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。
- (16) 契約確定の時期  
地方自治法(昭和22年法律第67号)234条第5項の規定により両者が記名押印したときに確定する。
- (17) その他  
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。

#### 【別記】

第1 約款第38条ただし書の表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、甲乙協議して定める回数は3回とする。

第2 この契約は、令和8年11月30日までに、この契約の締結に関し、古殿町議会において可決された場合（町長が専決した場合を含む。）に本契約として成立するものとし、当該日までに可決されなかった場合、または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、乙にこのことにより損害が生じた場合においても、甲は一切の賠償の責めに任じないものとする。